

平成 29 年 9 月 25 日
住宅局安心居住推進課

平成 29 年度住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業の募集開始について
～民間の空き家、空き室を住宅確保要配慮者向け住宅として活用するための間取り変更やシェアハウスへの改修工事等を支援します～

国土交通省は、9 月 25 日より、「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」の申請を募集します。申請期限は、平成 30 年 2 月 28 日（水）（消印有効）です。

1) 事業概要

高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設など、民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度が 10 月 25 日から始まります。

当該事業は、新たな住宅セーフティネット制度の創設に合わせ、住宅確保要配慮者向けの住宅を早期に確保し、その供給促進を図るため、既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする民間事業者等に対して、国がその実施に要する費用の一部を補助するものです（「別紙」参照）。

2) 応募・交付申請書の提出期間

平成 29 年 9 月 25 日（月）～平成 30 年 2 月 28 日（水）（消印有効）

3) 応募・交付申請書の提出方法

以下の事務局まで、応募・交付申請書を郵送により提出

※ 応募要件等の詳細については、交付申請要領をご覧ください。

※ 交付申請要領・様式は、以下 URL より入手していただくか、事務局までお問い合わせください。

（参考）民間事業者向け説明会については、以下 URL よりご確認ください。

【事務局】

スマートウェルネス住宅等事業推進室

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3 - 25 精和ビル 6 階

TEL : 03-6265-4905 FAX : 03-6268-9029

URL : <http://snj-sw.jp>

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局安心居住推進課 課長補佐 山崎、係長 宍戸

TEL:03-5253-8111(内線 39857、39856)、03-5253-8952(直通)、FAX:03-5253-8140